

長与町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年3月25日

長与町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会に関する法律（以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

長与町においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地では、遊休農地の拡大が懸念されており、その発生防止・解消に努めていく一方、平地についても遊休農地が発生しており、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、地域に密着した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、長与町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和5年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に、検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 9ha（1年間）

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年4月)	588ha	98ha	16.67%
3年後の目標 (令和5年4月)	588ha	71ha	12.07%

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積と1号遊休農地面積の合計。

【目標設定の考え方】

遊休農地を、年間9haを目途に令和5年度までに27ha解消することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付け28経営第509号）に基づき実施する。

なお、従来農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用についての確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期に係わらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の精度の向上と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 10ha（1年間）

	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年4月)	523ha	277ha	52.96%
3年後の目標 (令和5年4月)	523ha	307ha	58.70%

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積。

【目標設定の考え方】

年間10haを目途に、令和5年度までに30haの農地の利用集積を図ることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の実質化について

各地域において、担い手への農地利用の集積・集約化のための調整活動に積極的に関与する。

②農地中間管理事業の推進

農業委員会は町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングによる農地中間管理事業の活用を推進する。

③農地の利用調整について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整等を推進する。

④農地の所有等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定にて利用権の設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 2 経営体（1 年間）

【目標設定の考え方】

新規参入者の年間目標を 2 経営体にすることを目標とする。

(2) 新規参入者の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

町、農協、県等との連携により情報収集に努め、新規参入者へのサポート体制を構築する。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後の技術指導や経営改善への指導・助言等を行う。

4. その他

この指針は、農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。